

八重山広域市町村圏事務組合告示第9号

理事長の職務代理について

八重山広域市町村圏事務組合理事長が欠けたため、八重山広域市町村圏事務組合同規約第15条第7項の規定により、後任の理事長が就任するまで、副理事長前泊正人が理事長の職務を代理します。

令和7年6月29日

八重山広域市町村圏事務組合

副理事長 前 泊 正 人

八重山広域市町村圏事務組合事務局